平成２１年（フ）第４０４号
長野県須坂市大字米持522番地５
破産者　湯本　邦久
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
岐阜県飛騨市古川町沼町380番地２　匠和組社宅
破産者　上畑　和人
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第３７６号
静岡県伊東市中央町９番18号
破産者　伊賀　　清
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
静岡県裾野市茶畑240番地
破産者　鈴木　裕二
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
山口県岩国市錦見４丁目12番12号
破産者　吉本　　滋
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１０８号
熊本県八代市古閑中町3066番地４
破産者　上田　康二
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１３１号
宮崎市佐土原町下田島21619番地１　市営住宅小牧台51―５棟14号
破産者　菅　　幸雄
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９５８号
埼玉県加須市南大桑2954番地３
破産者　酒井　　昇
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目14番８号
破産者　安田　哲雄
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第３９０８号
愛知県岩倉市中本町西出口69番地２　グローリアス岩倉702号
破産者　古田　隆弘
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７７号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　411号棟406号室
破産者　千代田　誠
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０９号
名古屋市南区豊２丁目12番50号　南豊住宅106号、開始決定時の住所名古屋市南区呼続１丁目11番17号　グリーンコーポ妙音通305号
破産者　永田　恭朗
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４７号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―801号
破産者　吉田タクシーこと　吉田　佳雄
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―1311号
破産者　林田　　純
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２８号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目８番４号ウインベルソロ立花306号、開始決定時の住所兵庫県西宮市堤町４番31号
破産者　金村憲二こと　金　　憲二
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４５号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目29番27―403号
破産者　須藤　　亨
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５号
奈良県吉野郡吉野町大字宮滝262番地の２
破産者　梅谷　清光
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第８２３号
北九州市小倉北区篠崎５丁目19番15号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区下到津３丁目４番７号
破産者　義光　和夫
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部